

国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 秋田大学の基本的な目標</p> <p>秋田県は、環日本海地域の一角を占める北東北に位置し、白神山地をはじめとする豊かな自然環境や資源に恵まれ、風土に根ざした伝統的かつ洗練された独自の文化的環境をもっている。秋田大学は、このような環境の中で、地域と共に歩み発展してきた。</p> <p>教育文化学部、医学部、工学資源学部の3学部からなる秋田大学は、学内全ての人的・知的財産を核として、国際的な水準の教育・研究を遂行することにより、地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与し、国の内外で活躍する有為な人材を育成することを基本理念とする。これを達成するために次の五つの基本的目標を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 秋田大学は、「学習者」中心の大学教育を行い、幅広い教養と深い専門性、豊かな人間性と高度の倫理性を備えた人材を養成する。また、地域の文化的・経済的発展を支え、国際人としても通用するコミュニケーション能力・異文化理解力を備え、近未来に予想される社会環境の変化に柔軟に適応できる人材を養成する。 2. 秋田大学は、知の継承、発展、創造に努め、基礎から応用までの幅広い自律的な研究活動を行う。特に、広範で学際的な『「環境」と「共生」』という課題について独創的な研究活動を行い、持続可能な21世紀型文明の基盤を築く。 3. 秋田大学は、地域と共に発展し地域と共に歩む「地域との共生」を目指す。また、秋田県の産業・文化・医療の向上はもとより、東北地方、更には環日本海地域の発展にも貢献する。 4. 秋田大学は、国際的な教育・研究拠点の形成を目指し、国際交流を積極的に推進して、地球規模の課題の解決に貢献する。 5. 秋田大学は、学長のリーダーシップの下、柔軟で有機的な運営体制を構築する。また、学生・教職員の個性と能力を十分に活かし、社会に貢献できる大学の運営を行う。 <p>これらの基本的目標を達成するために、秋田大学は、不断に点検・評価を行い、その結果を更なる充実・発展に結びつけるとともに、社会に対する説明の責務を全うする。</p>	

<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日～平成22年3月31日</p> <p>2 教育研究上の基本組織 中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>学士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の変化に柔軟に適応できる幅広い教養と深い専門性、豊かな人間性と高度の倫理性を備え、社会の発展に貢献できる人材を養成する。 ・ 地域の文化的・経済的発展に貢献できる人材を養成する。 ・ 国際人として通用するコミュニケーション能力・異文化理解力を備えた人材を養成する。 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>学士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の発展に貢献できる人材を養成するため、自ら学び自ら考える態度を身につけさせる教育課程の編成・授業方法等について研究開発し、平成18年度から実施する。 ・ 課題探求能力を持った人材を養成するため、討論型・学生参加型授業の充実を図る。 ・ 国際人として通用する人材を養成するため、実践的な言語運用能力を高める外国語教育を推進するとともに、異文化理解教育を充実させる。 ・ 学生の学習履歴について調査・分析を行い、それに基づく基礎教育プログラムを構築し、平成18年度から実施する。 ○ 専門教育の成果に関する具体的目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い専門教育を提供するため、教育課程の改善・充実を図る。 ・ 平成17年度までに、3学部共通の「特別教育課程」の創設について検討する。 ○ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・研究で修得した成果をもとに、卒業生が多彩な職場で指導的役割を担うことを目指す。 ・ 専門職業人・研究者を目指す卒業生の大学院への進学を積極的に促す。 ○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「評価センター」を中心として、平成18年度までに、教育成果に関する評価システムを構築する。

大学院課程

- ・国際人として通用する、高度な専門性・独創性と倫理性を備えた人材を養成する。
- ・専門性の高い研究能力を備え、指導者になりうる人材を養成する。

(2) 教育内容等に関する目標

○アドミッション・ポリシーに関する基本方針

学士課程

- ・各学部の理念・目標及びアドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を行う。

- ・平成16年度から、教育成果を検証するため、卒業生の本学に対する評価及び卒業生に対する社会の評価の調査をそれぞれ継続的に実施する。その結果を踏まえ、「教育推進総合センター」を中心として、教育成果に関する調査・分析を行い、教育課程の編成・授業方法の改善・充実に反映させる。

大学院課程

○教育の成果に関する具体的目標の設定

- ・深い専門的知識と実践能力を備えた高度専門職業人や国際的水準の研究を行える研究者を養成するため、大学院の教育システムの一層の改善・充実に図る。

- ・大学院生の研究指導能力や教授能力の向上を図るため、リサーチ・アシスタントやティーチング・アシスタントの適切な活用を推進する。

○修了後の進路等に関する具体的目標の設定

- ・修士課程・博士前期課程

：修了生が博士課程へ進学すること、国内外で活躍できる高度専門職業人になることを目指す。

- ・博士課程・博士後期課程

：修了生が高等教育機関や研究機関において、国際的水準の研究を行える研究者になることを目指す。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・「評価センター」を中心として、平成18年度までに、教育成果に関する評価システムを構築する。

- ・平成16年度から、「教育推進総合センター」を中心として、教育成果に関する調査・分析及び教育課程の改善に関する提言等を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

学士課程

- ・各学部のアドミッション・ポリシーを継続的に点検・評価し、選抜方法の一層の改善・充実に図る。

- ・入学者選抜に関わる情報の公開を進めるとともに、広報活動を強化する。

- ・多様な学生が互いに切磋琢磨できる環境を整えるため、社会人入試やアドミッション・オフィス入試の拡大・拡充を図る。

- ・「教育推進総合センター」を中心として、単位認定講座の拡大など高大連携を推進する。

大学院課程

・各研究科の理念・目標及びアドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を行う。

・留学生・社会人を積極的に受入れる。

○教育課程に関する基本方針

・教養基礎教育における全学出動体制を更に充実させるとともに、基礎教育の教育課程の編成の充実を図る。

・「地域」に焦点をあてた教育を一層充実させる。

○教育方法に関する基本方針

・学生の主体性・積極性・コミュニケーション能力を高めるため、学生参加型授業の一層の充実を図る。

○成績評価に関する基本方針

・教員の自律性を尊重しつつ、「学習者」中心の教育を効果的に行うため、成績評価法等について点検・評価を不断に行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

○教職員の配置に関する基本方針

・教育方法・教育内容等の改善・充実を図るため、適切な教員組織を編成する。

大学院課程

・各研究科のアドミッション・ポリシーの公開を進めるとともに、広報活動を強化する。

・選抜方法の弾力化を図り、多様な能力を持つ優秀な学生の受入れを拡大する。

・平成16年度に、本学大学院医学研究科外科系専攻に神経科学の教育研究を推進するため、秋田県立脳血管研究センターと連携して脳循環代謝動態学分野を新設し、その充実を図る。

留学生・社会人

・平成16年度から、「国際交流推進機構」を中心として、広報活動の強化、留学生受入れ体制の整備を行い、留学生受入れの拡大を図る。

・社会人受入れを促進するため、教育内容・方法、教育環境等を改善・充実する。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

・教養教育に関する学部間の連携を強化し、学部横断的な教育の充実を図る。また、教養基礎教育科目と専門科目、高校の教育課程との接続を考慮した効果的な教育課程の編成を図る。

・平成15年度に「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された「地域・臨床型リーダーの養成」事業推進のため、フィールドインターンシップ型授業の充実を図り、更に「地域」を素材とした授業科目を改善・充実させる。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

・平成16年度から、講義形式及び学生参加型授業等の方法論・効果に関する分析・評価を行い、教員に対する研修を通じて授業の充実を図る。

・平成18年度までに、学生の勉学意欲を刺激するため、学生表彰等の方策について検討し、実施する。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

・平成17年度までに、成績評価の基準・方法を策定する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

・系統的・効果的な教育課程を編成するため、関係教員間の有機的な連携を図る仕組みを整備する。

・平成16年度に、ティーチング・アシスタントの業務と採用基準を見直し、より高度な授業支援が可能な体制を構築する。

○教育環境の整備に関する基本方針

- ・効果的な学習のための教育環境の整備を図る。

○教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針

- ・教育の質を改善するための適切な評価システムを構築する。
- ・e-ラーニングシステムの方法・効果・コスト等に関して検討する。
- ・国内外の大学・研究機関との間で、教育上の緊密な連携を図る。

○教育・研究組織の構築に関する基本方針

- ・教育・研究の高度化に対応するため、学部・大学院の教育・研究組織の一層の充実を図る。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・「学習者」中心の教育を行うため、施設・設備等の改善・充実を図る。
- ・図書館の教育研究支援機能を改善・整備するため、図書館資料の系統的・計画的な収集、利用時間等の拡大、電子図書館機能の充実による豊富な学術情報の迅速な提供を図るとともに、情報リテラシー教育を充実する。
- ・ITの高度化に対応した教育等を実施するため、「総合情報処理センター」を核として、ネットワーク環境、情報処理環境及びマルチメディア環境の充実を図る。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・平成16年度に、地域との連携、充実した教育の推進、教育手段や方法論の体系化を図り、教育体制を総合的かつ強力に推進するため、「教育推進総合センター」を設置する。
- ・教育活動の改善・充実を図るため、同僚教員及び学生による授業評価を実施し、平成18年度までに、評価結果を授業改善に活かすシステムを構築する。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・教育効果を一層高め、国際交流にも資することができる学年暦について検討し、早期に実施する。
- ・平成16年度から、成績評価・授業デザインに関する効果的なワークショップを開催する。
- ・平成19年度までに、遠隔教育、他大学との単位互換等を視野に入れe-ラーニングを試行し、その効果やコスト等に関する分析・評価を行う。

○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ・北東北国立3大学（弘前大学、岩手大学、秋田大学）をはじめとする国内外の他大学等との教育面における協力・連携を強化する。

○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

全学

- ・教育・研究活動に対する社会の要請に対応して、講座等の見直しを行い、必要に応じて学部・大学院研究科の組織の整備・充実を図る。

教育文化学部

- ・平成16年度に、教育内容及び教育方法等の問題を総合的に検討する新組織を発足させる。

(4) 学生への支援に関する目標

○学習支援に関する基本方針

- ・学生の学習支援体制を充実する。

○生活支援等に関する基本方針

- ・学生の生活・課外活動・就職支援体制を充実する。
- ・留学生・社会人を含めた学生支援体制を構築する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 目指すべき研究の水準に関する基本方針

医学部

- ・知識伝授型教育からチュートリアル教育，少人数教育，クリニカルクラークシップなどの課題探求・問題解決型教育への転換を図り，OSCEによる臨床能力評価を行うなど，一層の質的向上を図る。

工学資源学部

- ・JABEE（日本技術者教育認定機構）による認証取得を通して国際的に通用する工学教育の推進を図る。
- ・平成16年度に，日本の産業社会の基礎となる「ものづくり」に関する実践・実習教育を推進するため，「ものづくり創造工学センター」を設置する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・平成16年度から，「教育推進総合センター」を中心として，学生の学習・進学相談体制を構築し，その充実を図る。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- ・平成16年度に，学生支援体制の全学レベルでの合理化を図りながら，生活支援，課外活動支援，就職活動支援に関する業務を行うため，「学生支援総合センター」を設置する。

- ・学生の職業観を育成するため，1年次から系統的な指導を行うとともに，キャリア教育を充実する。

- ・県内外の企業情報・求人情報の収集・企業との懇談会の開催等，就職支援体制の一層の整備・充実を図る。

○経済的支援に関する具体的方策

- ・平成18年度までに，学生生活や課外活動等に財政的支援を行うための体制を整備する。

○社会人・留学生等に対する配慮

- ・社会人学生の修学条件の改善，財政的支援システムの整備を検討する。

- ・平成16年度から，「国際交流推進機構」を中心として，留学生の支援体制の整備・充実を図る。

- ・留学生向けの図書館利用案内，図書資料及び設備の整備を段階的に実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性

- ・秋田大学の基本テーマである広範で学際的な『「環境」と「共生」』という課題について、独創的な研究活動を行い、持続可能な21世紀型文明の基盤を築く。
- ・研究活動の実施状況の点検を踏まえ、秋田大学としての研究に関する目標・計画について必要な見直しを行う。
 - 成果の社会への還元に関する基本方針
- ・研究内容等を積極的に学内外へ公表する体制を整備するとともに、研究成果を地域社会へ積極的に還元する。
- ・産学官の連携を推進し、研究成果の特許化及び研究成果の産業への技術移転を促進するための施策を講ずる。
- ・地域の振興に資する研究を推進する。
- ・国際的水準の教育・研究を遂行するとともに、地域社会のニーズを視野に入れ、本学が個性を発揮しうる特色ある研究を推進する。
 - ・平成16年度に、学術研究基本計画委員会を設置し、本学の学術研究推進に関する基本方針を策定し、公表する。
 - ・全学、各部局及び全学センターの研究活動の実施状況を学術研究企画会議において点検し、その結果を踏まえて研究に関する具体的な目標・行動計画を策定する。
 - ・大学院独立研究科の設置に向け、既存の3研究科間の横断的な共同研究プロジェクトを立ち上げる。
- 大学として重点的に取り組む領域
 - ・平成16年度に、基礎的・応用的研究プロジェクトを立ち上げ、重点的に支援する。
 - ・「地域共同研究センター」のリエゾン機能を充実させ、国、地方公共団体、民間との共同研究、受託研究等の件数を着実に増加させる。
 - ・平成14年度に採択された21世紀COE研究プログラム「細胞の運命決定制御」の成果を引き続き発展させ、「バイオサイエンス教育・研究センター」がバイオサイエンスに関する国際的教育研究拠点となるよう支援する。
 - ・科学研究費補助金に係る申請件数・採択件数を平成15年度を基準として、それぞれ20%、10%の増加を図る。
- 成果の社会への還元に関する具体的方策
 - ・平成16年度に、教員の研究分野・論文リスト・特許・学会等での活動状況等の研究情報をデータベース化し、公表する。
 - ・平成17年度から、本学のホームページ上において、全学、各部局、各全学センターの具体的な情報公開を行うとともに、外部からの質問・相談に応える広聴・対話機能を整備する。
 - ・平成16年度に、TLOを立ち上げるための準備委員会を発足させるとともに、大学発のベンチャー企業の設定を目指す。
- 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
 - ・「評価センター」を中心として、中期計画に掲げた研究に関する各種措置の達成度を評価し、その結果を研究面における本学の戦略に反映するシステムを構築する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

○研究者等の配置に関する基本方針

- ・研究組織の弾力化や研究者の流動化を促進する。

○研究環境の整備に関する基本方針

- ・研究支援スタッフの充実を図る。

○研究の質の向上システムに関する基本方針

- ・全学的な研究プロジェクトへ重点的に予算配分する。
- ・将来的に国際的な研究拠点へと発展する研究プロジェクトを構築・支援する。
- ・知的財産の創出・取得・管理・運営・活用を戦略的に実施する。
- ・研究活動等の問題点を把握し、研究の質の向上・改善を図る。
- ・国内外の大学・研究機関との間で、研究上の緊密な連携を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・平成16年度に、産学連携等に適合する研究プロジェクトを推進するための研究組織の編成や研究者の組織内の異動等ができるように、学内の関係諸規程を整備する。

- ・平成16年度に、ポスト・ドクター、リサーチ・アシスタント等の研究支援スタッフを有効に活用する方策を検討する。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・平成18年度までに、「評価センター」等による評価結果を踏まえた研究費の配分の仕組みを検討し、実施する。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・平成16年度に、バイオサイエンスに関する国際的な教育研究を総合的に推進するため、医学部附属動物実験施設、実験実習機器センターなどの附属施設を統合して、「バイオサイエンス教育・研究センター」を設置する。

- ・資源循環型社会の実現に向け、資源素材系の研究の独創的かつ国際的な拠点を形成するため、「ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー」を拡充・整備するとともに、学内関連施設との連携強化を図る。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・平成16年度に、知的財産の創出・取得・管理・運営・活用を戦略的に実施するため、知的財産本部を設置する。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・研究組織の活動を点検・評価し、その評価結果を研究活動の質の向上及び改善に結び付けるシステムを構築する。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・北東北国立3大学（弘前大学、岩手大学、秋田大学）をはじめとする国内外の他大学等との研究面における協力・連携を強化する。

- ・平成16年度に、学部間、研究科間の横断的な研究プロジェクトを推進するため、学長のリーダーシップの下に、重点的に予算配分を行う。

- ・地球電磁気観測に基づく東北地域の地震予知研究と地震火山観測研究を支援する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

○社会との連携・協力に関する基本方針

- ・ 県内の自治体や高等教育機関と連携し、地域社会に対する教育サービスを推進する。

○国際交流・協力に関する基本方針

- ・ 国際人として通用する人材を育成するため、秋田大学学生の海外派遣に積極的に取り組む。
- ・ 留学生を積極的に受入れて、国際的な教育研究交流を推進する。

○北東北国立3大学（弘前大学、岩手大学、秋田大学）間の連携に関する基本方針

- ・ 北東北国立3大学間の連携を強化する。

○学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項

全学

- ・ 学部・研究科間の横断的な共同研究プロジェクトを立ち上げ、重点的に支援するとともに、組織、施設等効果的な支援体制の整備・充実を図る。

医学部

- ・ 東北地方に地域特異性のある脳神経・循環器疾患や老人性疾患の基礎・臨床研究を支援する。
- ・ 高齢者の心身機能保持と生活の質の向上、及び自殺予防に関する医学・社会学的研究を支援する。

工学資源学部

- ・ 素材、資源及び環境分野の研究を推進するため、研究実施体制の充実を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・ 平成16年度に、本学の人的・物的資源や総合力を活用し、社会・地域に貢献すること及び教育研究の成果を地域社会へ還元・提供することを目指し、生涯学習社会に対応した諸事業を継続的に行うため、「社会貢献推進機構」を設置する。

- ・ 小中高校生向けの教育サービスをそのニーズに応じて拡充・整備する。併せて、教育サービスについて教員の貢献度の評価方法等について検討し、実施する。

- ・ 秋田県が平成17年度に設置予定の「秋田県民学習プラザ」を活用して、社会人教育を展開し、生涯学習等に貢献する。

- ・ 県内自治体と連携し、生涯学習や共同研究の拠点（サテライト）を複数設置し、研究会、公開講座及び講演会を行うなど、地域社会に貢献する。

- ・ 本学の各種施設（図書館、鉱業博物館、体育施設等）を地域住民へ積極的に開放するとともに、地域住民による本学でのボランティア活動を促進し、地域との連携を強化する。

- ・ 社会のニーズに積極的に対応し、地域振興に貢献するため、国、地方公共団体、民間の審議会・委員会等へより積極的に参加する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・ 「地域貢献推進会議」や秋田県主催の「あきた総合科学技術会議」における検討等を踏まえ、秋田大学、秋田県、秋田県立大学等が中心となる産学官研究連携システムを整備する。

(2) 附属病院に関する目標

○医療の質の向上、運営等の基本方針

- ・ 特定機能病院としての機能を更に充実する。
- ・ 病院の運営体制を改革し、効率的な病院運営を実施する。
- ・ 安心できる医療環境のもとで患者本位の医療を実践する。
- ・ 優れた医療人を育成するとともに、医学研究を推進し、附属病院としての役割を果たす。
- ・ 地域医療機関との連携強化を推進し、地域医療に貢献する。

・ 本学の研究基盤や研究成果を基礎に、産学官連携コンソーシアムを立ち上げ、研究連携を推進する。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

・ 平成17年度から、県内高等教育機関との連携を推進するためのコンソーシアムを立ち上げ、共同して地域社会に対する教育サービスを行う。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

・ 平成16年度に、広報活動の活発化、留学生受入れ体制の整備、国際交流協定校の拡充、本学学生の海外派遣・海外実習への支援等、国際交流を全学的に推進するため、「国際交流推進機構」を設置する。

・ 「国際交流推進機構」を通じて、国際的な教育研究交流の一層の推進と財政的支援を行う。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

・ 全学的重点プロジェクトに沿った国際的な研究を推進し、定期的に成果発表の国際的シンポジウムを企画・実行する。

○北東北国立3大学間の連携の推進にかかる措置

・ 「北東北国立3大学連携推進会議」において、連携強化の具体的方策等について検討し、3大学間の強い連携を進めるとともに、再編・統合に関する検討結果をまとめる。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○病院の機能充実と医療サービスの向上に関する具体的方策

・ 臓器別・機能別診療体制の構築と病院機能の向上を実現するため、国の財政措置の状況を踏まえ病院再開発計画の推進を図る。

・ 病院の施設面、環境面の整備を行い、ISO14001の認証取得を目指す。

・ 患者本位の医療を実践するため、ISO9001の認証を取得する。

・ 医療情報等のデジタル化、ネットワーク化を進め、院内での効率的な情報伝達を推進するとともに、地域医療機関等との医療情報連携システム・ネットワークを構築する。

・ 安全管理・医療事故防止・院内感染防止体制を強化する。

・ 自治体や企業からの受託研究を推進する。

・ 医療相談室、地域医療連携室の機能充実を図る。

(3) 附属学校に関する目標

○教育活動の基本方針

- ・ 教員養成のための適切かつ有効な教育実習を実施する。
- ・ 学部との共同研究の一層の充実を図る。
- ・ 児童生徒のための教育環境を整える。

○病院経営の効率化に関する事項

- ・ 外部の専門家も加えた経営戦略企画室による、経営分析、経営改善を実施する。
- ・ 病院長のリーダーシップ及びその支援体制を確立し、病院長の専任化を図る。
- ・ 平成16年度から、医療材料の物流管理など外部委託を推進し、経営の効率化を図る。
- ・ クリニカルパスの本格運用、一定数の共通病床化、病診連携の強化により効率的、弾力的な病床利用を図る。

○優れた医療人育成の具体的方策

- ・ 地域医療機関、自治体及び医師会と連携した全県的な研修医募集システムを構築し、卒後臨床研修センターの機能の充実を図る。
- ・ 大学病院で実施している定期的なカンファレンス（研究会）等を通して、地域における医師の生涯学習を支援する。
- ・ コ・メディカル職員等の能力開発及び能力評価システムを充実させる。

○研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策

- ・ 各診療科・各中央診療施設毎に特殊診療・重点診療の件数目標を設定し、その実現に向けて努力する。
- ・ 高度先進医療の開発を推進し、年1件以上の認可を目指す。
- ・ 地域医療機関と連携し、治験管理・実施体制の充実を図る。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・ 外部委託を含め、人的資源の有効活用を図る。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・ 平成16年度から、附属学校園の教員による日常的な学生指導態勢を整え、学部における教員養成カリキュラムとの有機的な連携体制を構築する。
- ・ 平成17年度までに、附属学校園と学部の教員の共同研究を推進する体制を再構築する。
- ・ 学部附属教育実践総合センターを核に、秋田県教育委員会との連携による秋田県内の課題を解決するプロジェクトの実践・実験校としての体制を確立する。

- ・教育研究の成果を広く提示し、地域の教育に貢献する。
 - ・実験・実習機能を充実するための体制を整備する。
- 学校運営の改善の方向性
- ・4つの附属学校園の教員が連携して組織的な交流を行う。
 - ・外部評価も踏まえた学校運営の改善を不断に行う。

- ・平成18年度までに、附属学校園において学部の教員が授業等を行う体制を整備する。
- 学校運営の改善に関する具体的方策
- ・平成17年度までに、附属学校園を学生のボランティア活動を推進する場として活用する体制を整える。
 - ・平成17年度までに、幼小・小中一貫教育や交流教育を視野に入れ、他校種の教員の相互乗り入れによる授業を導入する。
 - ・平成17年度までに、多様な規模・形態の学習集団を実験的に編成し、また、多様な学習指導法を開発するため、総合的な研究に着手する。
 - ・授業、児童生徒会活動、学校行事等における4つの附属学校園間の交流・協力を一層推進する。
 - ・子育て支援のために地域の人々に附属学校園の施設や機能を開放し、教育に関する相談に応じるなど、地域の教育センターとしての役割を果たす。
 - ・学校評議員制度の活用等を通じて、学校運営についての点検・評価を行う。
- 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策
- ・平成16年度から、近隣公立学校の学級規模や、実験・実習校としての附属学校園の機能を勘案しながら、適正な入学定員枠を検討する。
 - ・附属学校園の実験、実習機能を高め、教育の今日的課題の解決に資するように、平成16年度から、入学者選抜の方法を点検し、改善する。
- 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策
- ・平成16年度に、教育、研究、教育相談活動等の円滑かつ効果的な実施に有効な教職員の研修プログラムを確立する。
 - ・平成16年度から、学部・秋田県教育委員会等との協力体制を整備し、現職教員に対する研修の場の提供等を行う。
 - ・平成17年度から、秋田県の少子化傾向に対応した幼小中の効果的な連携・協力の在り方及び学級規模・学校経営の在り方等に関する研究を推進する。
 - ・附属学校園の教員の資質向上を図るとともに、秋田県における研究・研修活動において中心的な役割を果たすことのできる教員の育成に寄与する人事交流を更に推進する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

○効果的な組織運営の実現に関する基本方針

- ・効率的な運営及び学長のリーダーシップを確立するためのシステムを構築する。

○戦略的な学内資源配分の実現に関する基本方針

- ・秋田大学の理念を実現するため、戦略的な資源配分を行う。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・平成16年度に、国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置する。また学内措置として部局長等連絡調整会議を設置し、学部等と相互に連携しながら学長が、本学の経営戦略を円滑に構築できるようにする。

- ・平成16年度に、企画調整を担当する学長特別補佐を置き、学内外の情報を収集・分析し、本学の位置づけ等を常に把握して、それらを経営戦略に反映させる。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・平成16年度に、大学運営に関する企画・立案を行い、迅速な意思決定を図るため、学長の下に教育、学術研究、社会貢献・国際交流、財務、総務担当の理事並びに企画調整・評価、附属病院担当の学長特別補佐を配置する。

- ・平成16年度に、従来の学長の下にあった全学的な各種委員会を、新たに企画・立案等を主たる任務とする「企画会議」と各学部等の意見を踏まえ円滑な意思形成を図りながら実務を行う「委員会」に整理して理事の下に配置し、機動的な大学運営を推進する。

- ・平成18年度に、2年余の実績を踏まえて、管理運営体制の見直しを行い、必要に応じて改善を図る。

- ・平成16年度に、事務組織が教員と連携協力して企画・立案に参画し、専門職能集団としての機能を発揮できる体制を整備する。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・平成16年度に、学部長補佐体制を整備するとともに、教授会の審議事項の見直し、各種委員会の整理・統合を行い、機動的な部局運営を目指す。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・平成16年度から、国際交流やAO入試等の業務運営への教員の参画、事務職員等の大学運営についての企画・立案等への参画を推進する。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・平成16年度から、学長が一定の教員数を確保して、柔軟で機動的な教育研究組織の編成等重点的に人的資源を投入することができるようにする。

- ・平成18年度に、資源の配分方式の見直しを行い、本学の教育研究等の特色を伸ばせるように改善を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- ・教育研究組織が秋田大学の理念・目標に沿って機能しているかについて点検・評価し、その結果に基づき必要な改組を行う。

3 人事の適正化に関する目標

- 戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針
- ・外部資金を活用した教職員の採用・配置のための体制を整備する。
- ・教職員の給与その他処遇の適正化を図る。
- 柔軟かつ多様な人事システムの構築に関する基本方針
- ・教員組織の柔軟性・流動性を高め、教員構成の多様化を推進する。

- 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
- ・平成16年度に、役員会、経営協議会はもとより全学的なセンターや委員会においても、必要に応じて学外の有識者の参画を得て、大学運営に関して外部の意見を反映させる。

- 内部監査機能の充実に関する具体的方策
- ・平成16年度から、会計監査人及び監事との連携により、内部監査機能の充実を図る。

- 国立大学間の自主的な連携・協力体制の整備に関する具体的方策
- ・平成16年度から、国立大学法人等職員統一採用試験の実施、人事交流等他国立大学法人との連携・協力を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
- ・平成18年度に、「評価センター」等による学部、研究科及び附属教育研究施設についての点検・評価を踏まえ、必要な改善策を立てる。

- 教育研究組織の見直しの方向性
- ・平成18年度までに、本学の理念や目標の実現を目指して、教育研究組織を改善・整備する。

- ・平成18年度までに、バイオサイエンス、レアメタルなどの本学として特色のある分野の教育・研究を推進するため、教育研究組織の見直しを検討する。

- ・平成19年度に、新しい時代に即した高度な専門職業人や優れた教育者・研究者などを養成するため、大学院（修士課程）（学位：修士（看護学・リハビリテーション科学）（仮称））を設置する。さらには、大学院（博士課程）の増設による大学院教育の充実を図る。

- ・平成19年度までに、医学・医療に対する多様なニーズに対応するために大学院医学研究科に修士課程医科学専攻（仮称）を設置する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
- ・平成18年度までに、客観的な人事評価の方法と評価結果を給与その他処遇へ適切に反映させる方策について検討する。

- 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
- ・平成16年度に、教員選考基準を見直し、流動性、多様性を促すための新しい基準を策定するとともに、新基準に即した教員選考方法について検討する。

- ・平成16年度に、教員の兼職・兼業の指針を策定する。

・事務系職員，技術系職員，医療系職員の専門性等を向上させる。

○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）
において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件
費削減の取組を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

○事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針

・学長のリーダーシップが十分発揮できる組織を構築する。

○事務処理の効率化・合理化に関する基本方針

・事務等の効率化，合理化を積極的に進める。

・平成16年度に，フレックスタイム制，裁量労働制等，教職員の多様な勤務形態の在り方について検討する。

・平成18年度までに，外部資金による研究プロジェクトを担当する任期付き教職員の採用・配置・給与等に関する指針を策定する。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

・平成18年度までに，教員の任期制について検討し，可能なところから導入する。

○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

・平成16年度に，同一大学出身者の割合，外国人，女性及び障害者の積極的登用について指針を策定する。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

・平成16年度に，事務職員の採用，東北地区の他大学との人事交流及び合同研修の指針を策定し，実施する。

・平成16年度に，大学・学部等の運営の企画・立案に参画しうる高度な専門性を有する事務職員等を養成する方策を検討する。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

・平成16年度に，本学における非常勤職員の在り方について見直しを行い，適正な職，配置及び人数を設定する。

・平成18年度までに，優れた研究者等を招聘するため，年俸制等多様な給与体系について検討する。

・総人件費改革の実行計画を踏まえ，平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

・平成16年度に，理事の下に関係の事務組織を設置し，効率的・効果的な事務処理を図るとともに，平成18年度に，外部評価も踏まえた事務組織体制の見直しを行い，必要に応じて改善を図る。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

・共同処理が可能な業務を検討し，その実現に努める。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

・平成18年度までに，外部委託が可能な業務を選定して，業務の効率的な運用を図るとともに

<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金など外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。 <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理的経費の抑制を図る。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的かつ経営的視点に立って大学が保有する資産（土地、施設・設備等）の効果的・効率的な運用を図る。 	<p>に、現在実施している外部委託についても更に効率化に努める。</p> <p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 ・科学研究費補助金及び各種研究助成金等の関連情報を収集し、学内への周知等により、申請件数、採択件数の増加を図る。 ・公開セミナー、講演会等の開催により、研究内容や研究成果等を積極的に情報発信を行い、産学連携等研究費及び奨学寄附金の増加を図る。 ○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 ・附属病院の経営改善と再開発の計画を推進し、平成16年度の病院収入を堅持し更なる病院収入の増加に努める。 <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理的経費の抑制に関する具体的方策 ・外部委託が可能な業務を精査し、業務の効率的な運用を図る。 ・業務の効率化・合理化により、管理的経費の縮減を継続的に実施する。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 ・大学が保有する資産（土地・施設・設備等）について、効率的・効果的利用という観点から定期的に点検・評価を行い、その結果に基づき資産の適切な運用を図る。
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価、外部評価及び認証評価機関による評価の結果を大学運営の改善に反映させるとともに、公表する。 	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 ・平成16年度に、教育・研究、大学管理・運営等の自己点検・評価及び外部評価の実施や認証評価機関による評価に対応するため、「評価センター」を設置する。 ○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 ・自己点検・評価、外部評価及び認証評価機関の評価結果を踏まえ活用するシステムを「企画会議」、「委員会」で構築する。 ・平成18年度に、中期目標・中期計画について自己点検・評価及び外部評価を実施し、その達成状況の確認、目標・計画の再周知及び必要な見直しを行う。

<p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究活動，キャンパスライフの状況など秋田大学全般に関する情報を積極的に提供するとともに，広聴活動の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記評価結果及び改善の状況について適切な方法で公表し，社会への説明責任を果たす。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 ・平成16年度に広報・広聴委員会を設置し，中期目標期間の早期に，学内情報を積極的に提供するなどの広報・広聴活動を展開できる体制を構築する。 ・平成18年度までに，正確な情報を提供するため，コンピュータシステムの総合的なセキュリティ対策強化の方策を策定し，実施する。
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好なキャンパス環境を形成するための基本方針 ・「国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画」，「IT戦略」，「e-Japan戦略」等に基づいて計画的に施設設備の整備・充実を図るとともに，バリアフリー，環境保全などの社会的要請に十分配慮した豊かなキャンパスづくりを推進する。 ・施設設備の整備・利用状況を点検し，教育研究共用スペースの配分の適正化を図るとともに，長期的視点に立って秋田大学が所有する既存の施設設備を効率的に維持・管理する。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設等の整備に関する具体的方策 ・卓越した研究拠点を形成するとともに，独創的・先端的な研究拠点としての大学院の充実を図るため施設の整備を行う。 ・新しい教育システムに対応する教育環境整備のため，講義・実習施設などの拡充・整備を行う。 ・高度先進医療を実践する診療体制を整備するため，国の財政措置の状況を踏まえ，附属病院の再開発計画の推進を図る。 ・産学官連携を強化し，地域経済の活性化を推進するための拠点施設を整備する。 ・「IT戦略」，「e-Japan戦略」を推進するため，情報化の進展等に対応した施設を整備する。 ・秋田大学改革基本構想を実現するため，所要のセンター等の施設を整備する。 ・学生・地域住民・高齢者・身障者のアメニティを高め，安全で快適なキャンパスづくりを計画的に推進する。 ○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 ・平成16年度に，総務担当理事の下に総務企画会議を設置して，施設マネジメントを全学的見地に立って統括的に行う。 ・既存施設の活性化及び防災性の強化を図るため，施設・設備の機能性，安全性及び耐震性の確保の観点から，施設の環境改善を行う。

2 安全管理に関する目標

- ・教育研究の環境の安全を確保するため、全学的な危機管理体制を確立する。
- ・環境安全・保全に関する教育・広報体制を推進し、地域の環境安全・保全へ貢献する。
- ・附属学校園における幼児・児童及び生徒の生命の尊重や安全確保のため、安全教育の充実と安全管理体制の徹底を図る。

- ・学内施設設備の利用状況の点検・評価等を継続的に実施し、講義室等の効率的な活用を推進し、教育研究共用スペースを確保する。
- ・平成18年度までに、施設の使用状況・稼働状況等を学内webで公開するシステム等の構築を行い、施設利用の利便性を向上させるとともに施設の狭隘解消に資する。
- ・施設の老朽状況、構造・機能性能を把握し、施設・設備の故障等による教育研究への影響を最小限にするため、予防的な措置を継続的に実施する。
- ・学内施設のメンテナンス体制を含む現状を検証して、計画的に基幹整備（エネルギー、ライフライン、情報処理システム等）を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
 - ・平成16年度に、労働安全衛生法など関係法令等を踏まえ、環境化学物質を管理する体制等の安全管理体制を整備する。
 - ・平成16年度に、環境安全・保全の教育研究に関する全学的な「環境安全センター」を中心として、環境安全・保全に関わる教育研究・広報体制の整備を図るとともに、具体的な行動計画の策定を行う。
 - ・本学の活動が環境に影響を与えないよう配慮し、ISO14001（環境マネジメントシステム規格）の認証取得を目指す。
- 学生等の安全確保等に関する具体的方策
 - ・平成16年度に、総務担当理事の下に、災害や大規模事故等に対する危機管理体制を整備する。学生等に対し防災及び環境安全・保全に関する教育を継続的に進める。
 - ・平成16年度に、学生や職員の安全確保のため、施設設備の安全点検を定期的実施するとともに、実験時における事故防止等に役立てるための安全管理マニュアルの充実とその活用を図る。
 - ・平成16年度から、幼児・児童・生徒の安全確保のため、地域、保護者及び関係機関との連携体制の強化や非常通信システムを活用し、附属学校園合同の防災・防犯避難訓練を行うなど、附属学校園の安全管理体制を更に強化する。

VI 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・ 26 億円

2 想定される理由

- ・ 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・ 医学部附属病院施設・設備整備に必要な経費の長期借りに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

- ・ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・ 小規模改修 ・ 災害復旧工事 ・ デジタル総合画像診断システム	総額 658	施設整備費補助金 (298) 長期借入金 (360)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、長期借入金については、事業の展開等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- (1) 人事評価システムの整備・活用
 - ・客観的な人事評価を実施し、給与その他処遇へ反映させる。
- (2) 柔軟で多様な人事制度の構築
 - ・教員選考基準を見直し、流動性、多様性を高める。
 - ・教員の兼職・兼業の指針を策定し、社会との連携・強化を図る。
 - ・裁量労働制等多様な勤務形態を導入する。
 - ・外部資金による任期付き教職員の採用等を図る。
- (3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上
 - ・任期制を可能なところから導入する。
- (4) 外国人・女性等の教員採用の促進
 - ・それぞれ指針を策定し、積極的登用を図る。
- (5) 事務職員等の採用・養成・人事交流
 - ・事務職員の採用方法、人事交流及び合同研修の在り方等についてそれぞれ指針を策定し、多様な人材の確保及び資質の向上に努める。
 - ・高度な専門性を有する事務職員等の養成を図る。
- (6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理
 - ・非常勤職員制度を見直し、適正な職、配置及び人数を設定する。
 - ・優れた研究者等を招聘するため、年俸制等多様な給与体系を導入する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 79,403百万円
(退職手当を除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

年 度 財 源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総債務 償還額
	長期借入金 償 還 金	544	578	618	625	632	632	3,629	5,936

4. 災害復旧に関する計画

- ・平成16年8月に発生した台風15号により被災した施設の復旧整備をすみやかに

う。

(別紙) 予算 (人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	60,867
施設整備費補助金	298
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,010
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自 己 収 入	88,653
授業料及入学金検定料収入	17,394
附属病院収入	70,809
財産処分収入	0
雑 収 入	450
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	5,561
長期借入金収入	360
計	157,749
支出	
業 務 費	143,220
教育研究経費	58,663
診療経費	64,509
一般管理費	20,048
施設整備費	658
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	5,561
長期借入金償還金	8,310
計	157,749

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額79,403百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては, 17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については, 国立大学法人秋田大学退職手当規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L（y - 1）は直前の事業年度におけるL（y）。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。（D（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。（D（x）は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F（y - 1）は直前の事業年度におけるF（y）。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。
（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。
（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E（y - 1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（y - 1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（y - 1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分），授業料収入（収容定員超過分），雑収入。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。

Ⅲ[附属病院運営費交付金対象事業費]

⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

⑯「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

⑱「附属病院収入」：附属病院収入。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A (y) = D (y) + E (y) + F (y) + G (y) - H (y)$$

$$(1) D (y) = \{D (y - 1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D (x)\} \times \alpha (\text{係数}) + D (x)$$

$$(2) E (y) = E (y - 1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(3) F (y) = F (y - 1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G (y) = G (y)$$

$$(5) H (y) = H (y)$$

D (y)：学部・大学院教育研究経費(②, ⑦), 附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。

E (y)：教育研究診療経費(⑨), 附置研究所経費(⑩), 附属施設等経費(⑪)を対象。

F (y)：教育等施設基盤経費(④)を対象。

G (y)：特別教育研究経費(⑫)を対象。

H (y)：入学科収入(⑤), 授業料収入(⑥), その他収入(⑭)を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B (y) = I (y) - J (y)$$

$$(1) I (y) = I (y)$$

$$(2) J (y) = J (y - 1) + K (y)$$

$$[K (y) = J' (y) \times \lambda (\text{係数}) - J' (y)]$$

[その他]附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I (y)：一般診療経費(⑮), 債務償還経費(⑯), 附属病院特殊要因経費(⑰)を対象。

J (y)：附属病院収入(⑱)を対象。(J' (y) は、平成16年度附属病院収入予算額。

K (y) は、「経営改善額」。

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費 (①) を対象。

M(y) : 特殊要因経費 (⑬) を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、平成16年度収入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、平成16年度支出見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	152,929
經常費用	152,929
業 務 費	144,134
教育研究経費	11,862
診 療 経 費	42,707
受託研究費等	2,383
役員人件費	694
教員人件費	45,738
職員人件費	40,750
一般管理費	1,693
財務費用	1,532
雑 損	0
減価償却費	5,570
臨時損失	0
収入の部	154,832
經常収益	154,832
運営費交付金	58,878
授業料収益	14,650
入学金収益	2,232
検定料収益	511
附属病院収益	70,809
受託研究等収益	2,383
寄附金収益	2,214
財務収益	0
雑 益	450
資産見返運営費交付金等戻入	984
資産見返寄附金戻入	460
資産見返物品受贈額戻入	1,261
臨時利益	0
純利益	1,903
総利益	1,903

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益、総利益を計上している理由は、医学部附属病院における長期借入金に係る償還元金が長期借入金により取得した償却資産の減価償却費を上回ることによるものである。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	159,012
業務活動による支出	145,828
投資活動による支出	3,611
財務活動による支出	8,310
次期中期目標期間への繰越金	1,263
資金収入	159,012
業務活動による収入	155,081
運営費交付金による収入	60,867
授業料及入学金検定料による収入	17,394
附属病院収入	70,809
受託研究等収入	2,383
寄付金収入	3,178
その他の収入	450
投資活動による収入	2,308
施設費による収入	2,308
その他の収入	0
財務活動による収入	360
前期中期目標期間よりの繰越金	1,263

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費貸付事業に係る貸付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金1,263百万円は、奨学寄附金に係る国からの承継額である。

中期目標

別表（学部、研究科等）

学	教育文化学部
部	医学部
部	工学資源学部
研究	教育学研究科
科	医学系研究科
科	工学資源学研究科

中期計画

別表（収容定員）

平成 16 年度	教育文化学部	1,160人
	(うち教員養成に係る分野)	400人
	医学部	802人
	(うち医師養成に係る分野)	590人
	工学資源学部	1,900人
	教育学研究科	82人
	(うち修士課程)	82人
	医学研究科	224人
	(うち博士課程)	224人
	工学資源学研究科	312人
(うち博士前期課程)	264人	
(うち博士後期課程)	48人	
医療技術短期大学部		
看護学科	80人	
理学療法学科	20人	
作業療法学科	20人	
平成 17 年度	教育文化学部	1,160人
	(うち教員養成に係る分野)	400人
	医学部	922人
	(うち医師養成に係る分野)	590人
	工学資源学部	1,900人
	教育学研究科	82人
	(うち修士課程)	82人
	医学研究科	224人
	(うち博士課程)	224人
	工学資源学研究科	312人
(うち博士前期課程)	264人	
(うち博士後期課程)	48人	
平成 18 年度	教育文化学部	1,160人
	(うち教員養成に係る分野)	400人
	医学部	1,042人
	(うち医師養成に係る分野)	590人
	工学資源学部	1,900人
	教育学研究科	82人
	(うち修士課程)	82人
	医学研究科	224人
	(うち博士課程)	224人
	工学資源学研究科	312人
(うち博士前期課程)	264人	
(うち博士後期課程)	48人	

平成 19 年度	教育文化学部	1,160人
	(うち教員養成に係る分野)	400人
	医学部	1,042人
	(うち医師養成に係る分野)	590人
	工学資源学部	1,900人
	教育学研究科	82人
平成 20 年度	(うち修士課程)	82人
	医学系研究科	215人
	(うち修士課程)	17人
	(うち博士課程)	198人
	工学資源学研究科	312人
	(うち博士前期課程)	264人
(うち博士後期課程)	48人	
平成 21 年度	教育文化学部	1,160人
	(うち教員養成に係る分野)	400人
	医学部	1,052人
	(うち医師養成に係る分野)	600人
	工学資源学部	1,892人
	教育学研究科	85人
平成 21 年度	(うち修士課程)	85人
	医学系研究科	206人
	(うち修士課程)	34人
	(うち博士課程)	172人
	工学資源学研究科	318人
	(うち博士前期課程)	270人
(うち博士後期課程)	48人	
平成 21 年度	教育文化学部	1,160人
	(うち教員養成に係る分野)	400人
	医学部	1,062人
	(うち医師養成に係る分野)	610人
	工学資源学部	1,884人
	教育学研究科	88人
平成 21 年度	(うち修士課程)	88人
	医学系研究科	180人
	(うち修士課程)	34人
	(うち博士課程)	146人
	工学資源学研究科	324人
	(うち博士前期課程)	276人
(うち博士後期課程)	48人	